

5業種で12月16日から改定 ～愛知県特定最低賃金～

発効日 平成30年12月16日

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されていますが、愛知県では12月16日から5業種の改定があります。
(参考：愛知県の最賃は10月1日より898円)

特定最低賃金名	最低賃金額（1時間）
鉄 鋳 業	957円
はん用機械器具製造業	928円
電気機械器具製造業	901円
輸送用機械器具製造業	936円
自動車（新車）小売業	921円

仕事と介護の両立支援策 — ご存じですか？育児・介護休業法 —

「育児・介護休業法」では、家族の介護を行う労働者が利用できる介護休業制度（要介護状態の家族介護のため、対象家族1人につき通算93日、3回まで分割取得が可能）や、介護のための所定労働時間短縮措置や残業の免除、半日単位の取得が可能な介護休暇制度を定めています。

事業主と労働者の皆さまには、育児・介護休業法の趣旨・内容を御理解いただき、制度の活用と制度を利用しやすい環境づくりを進めていただきますようお願いいたします。

○育児・介護休業法の詳細や介護施策は、厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

★介護施策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/index.html

★育児・介護休業法について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

○記事に関するお問合せは愛知労働局雇用環境・均等部指導課（Tel.052-857-0312）までどうぞ。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

TEL:050-5541-7171（共済相談室）

小規模共済

検索